



税務トピックス



Tax Topics

01

節税効果に期待大！中小企業の味方

中小企業者等の「少額減価償却資産」損金算入特例の見直し

中小企業者等の場合、取得価額が30万円未満の減価償却資産を、年間合計300万円まで、全額その期に費用計上することができる制度です。それがなんと、控除が増えることとなりました。これは嬉しい改正ですね！

適用は、令和8年4月1日以後に取得する資産から！どんどん活用しましょう♪

Point ↓

- 取得価額の上限が30万円未満→40万円未満に拡大
- 従業員数の要件が500人以下→400人以下に厳格化
- 適用期限は令和11年3月31日まで3年延長
- 年間合計300万円の上限は変更なし
- 平成15年の制度創設以来、初めての金額基準の引上げ

02

所得税の見直しもチェック！！

① 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

令和8年4月1日から

会社が従業員に食事を出した場合、一定の条件を満たせばその食事代は「お給料」として税金がかからない仕組みがあります。その「税金がかからない金額の上限」が、最近の物価高などを受けて、実に42年ぶりに見直されることになりました。

② 青色申告特別控除の見直し！令和9年分より

令和8年度税制改正により、一定の要件のもと、青色申告特別控除の控除額の引上げ等が行われます！

★ 65万円 ⇒ 75万へ

★ 55万円 ⇒ 65万へ

★ 10万円 ⇒ 0円へ

複式簿記は控除増、簡易簿記は控除なしへ

現行制度

従業員が食事価額の50%以上を負担
かつ
企業負担が月額3,500円以下

見直し後

従業員が食事価額の50%以上を負担
かつ
企業負担が月額7,500円以下



税務労務 カレンダー

2026年春

R8.4月10日 源泉所得税3月分納付期日（原則）
住民税3月分納付期日

R8.4月30日 2月申告（法人）期日

R8.5月11日 源泉所得税4月分納付期日（原則）
住民税4月分納付期日

R8.6月1日 3月申告（法人）期日

R8.6月10日 源泉所得税5月分納付期日（原則）
住民税5月分納付期日

R8.6月30日 4月申告（法人）期日

R8.7月10日 源泉所得税（1月～6月分）納付期日（特例）



令和8年3月～健康保険料率・介護保険料率が変更されています

